野田市要保護児童対策地域協議会要綱及び野田市道の駅整備検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年９月３０日

野田市長　鈴　木　　有

野田市告示第２５８号

野田市要保護児童対策地域協議会要綱及び野田市道の駅整備検討委員会設置要綱の一部を改正する告示

（野田市要保護児童対策地域協議会要綱の一部改正）

第１条　野田市要保護児童対策地域協議会要綱（平成１８年野田市告示第７３号）の一部を次のように改正する。

別表中「、野田市女性団体連絡協議会」を削る。

（野田市道の駅整備検討委員会設置要綱の一部改正）

第２条　野田市道の駅整備検討委員会設置要綱（平成３０年野田市告示第２１０号）の一部を次のように改正する。

第３条中「２０人」を「１９人」に改める。

第４条中第７号を削り、第８号を第７号とし、第９号を第８号とする。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。